

仕 様 書

1 物品の名称及び規格、予定数量

物品の名称及び規格	予定数量	搬入方法
白灯油（JIS 1 号）	26,000 リットル	大型ローリー

ただし、気象状況及び残量等により変動する場合がある。

2 契約単位

1 リットル当たりの単価

（消費税額及び地方消費税額を除く。）

3 納入場所

新潟市秋葉区矢代田 3200-1 新潟県立新津南高等学校
学校構内地下タンク（10kl）

（別紙校舎配置図参照）

4 契約期間

契約の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 発注及び納期

発注者は納入数量と搬入方法を指定して発注し、受注者は発注後原則 3 日以内に納入すること。

6 市況変動による契約単価変更について

「物品売買契約書（案）」別記契約条項第 9 条第 1 項及び第 2 項に規定する市況変動による契約単価変更については、別紙「令和 8 年度 白灯油単価契約変更契約協議方法」のとおりとし、変更契約の協議を行うものであること。

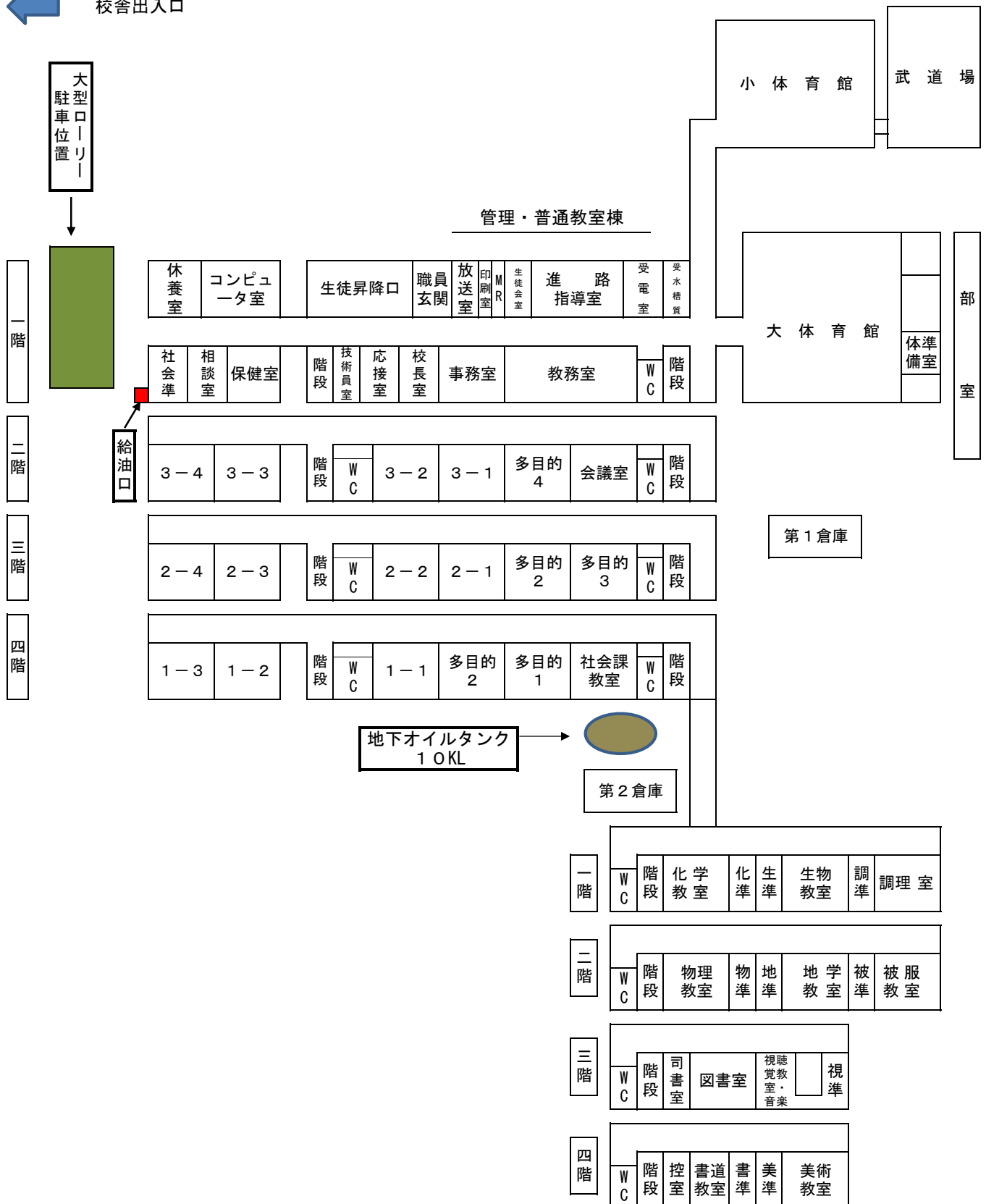
7 契約条項

その他契約条項は、別紙「物品売買契約書（案）」のとおりとする。

● 校舎配置図



校舎出入口



令和8年度 白灯油単価契約変更契約協議方法
(物品売買契約書第9条第1項及び第2項 関係)

新津南高等学校

変更契約を行うか否か、また、変更契約単価の算定にあたっては、下記の市況価格を用いて行います。

- ・市況価格・・・ 資源エネルギー庁が公表する石油製品価格調査(給油所小売価格調査)の週次調査の新潟県価格【配達灯油18リットル、消費税込み】(以下「新潟県価格」という。)

(1) 変更協議により単価を変更するか否かの決定方法

協議時点の新潟県価格と当初の契約時の新潟県価格(2回目以降の変更の場合は、直前の変更契約時点の新潟県価格)と比較して、2円/ℓを超える増減があった場合。

変更協議時点 の新潟県価格	－	当初契約時の新潟県価格 (2回目以降の変更の 場合は、直前の変更契約時の 新潟県価格)	> 2 円/ℓ または < －2円/ℓ
------------------	---	--	---------------------------

(2) 変更単価の算定方法

変更単価	=	変更協議時の新潟県価格	×	当初の契約単価 (2回目以降の変更の 場合は直前の契約単 価)(消費税抜き)
〔小数第2位切捨 10銭単位に消費 税を加算〕		当初契約時(2回目以降の変 更の場合は、直前の変更契 約時)の新潟県価格		

(注1) 変更契約の必要が生じた場合は、甲又は乙は、相手方に対し契約の変更を申し入れ、協議のうえ契約を締結する。原則として同月中は再度の変更契約は行わない。。

(注2) 受注者において(注1)の変更契約に応じることができない特別の事情がある場合は、根拠となる資料を添付して発注者に書面で申し出ることができる。